



令和5年10月  
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和5年10月26日(木) 午後1時30分開会  
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 11番 沼田 浩子 委員  
議席番号 12番 佐藤 弘子 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
報告第1号 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に  
ついて



## 別紙

出欠	議席 番号	氏名	住所	備考
出席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
出席	2	高橋政宏	飯山市大字飯山 3019 番地	
出席	3	高澤富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	小野沢純夫	飯山市大字下木島 493 番地 3	
出席	5	栗林俊男	飯山市大字吉 410 番地 1	
欠席	6	増山正一	飯山市大字瑞穂豊 1641 番地 1	
出席	7	小林喜代春	飯山市大字瑞穂 94 番地	
出席	8	清水勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	9	春日孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	10	中原義行	飯山市大字常盤 3491 番地	
出席	11	沼田浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	12	佐藤弘子	飯山市大字常盤 5632 番地 1	
出席	13	石田慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	14	足立久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	15	小林嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	16	酒井智恵子	飯山市大字豊田 395 番地	
出席	17	齊藤正人	飯山市大字一山 187 番地 3	
欠席	18	廣瀬公一	飯山市大字照岡 3591 番地	
欠席	19	清水敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	20	松永晋一	飯山市大字蓮 2743 番地	



<p>事務局長代理</p>	<p>皆さんお疲れ様です。10月の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日局長の春日ですが、中野市で会議がございまして欠席させていただきますのでよろしく願いいたします。それでは会長から挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、大変ご苦労様でございます。10月の総会ということで、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。だいぶ冬も近づいてきて、山が紅葉してきたというような時期でございますが、昼間は大変暖かい日が続いているということです。盛んにニュースで言っていますが、今年の冬は大エルニーニョ現象で暖冬だという予報でございます。雪は少なく、東京の方は雪が降りそうだということです。我々普通に暮らしている者は雪がなくて非常にうれしいのですが、この地域で雪に関連する作業に携わっている方たちが、非常に心配でありますし、来年の水不足というような問題も非常に心配されているわけでございます。こればかりは自然なものです。人間の力ではどうにもならないわけで、その経過を見守りたいと思います。また一方、前回も触れたと思いますが、米の品質が非常に悪いということで、低等級米でまた資材費も上がるという中で、農家の手取りが減ってきていることです。自民党もその対策を、というようなことで検討され始めているようでございますが、また12月に国会議員との懇談会等もありますので、それぞれの窮状をお伝えして、なんとか対策をしていただきますようにと、お願いしていきたくと思います。また農業委員会で、市長へ収入保険の加入者に対しての助成金ということでお願いしたわけですが、今、それを来年から実施するような方向で検討していただいています。またぜひこんな異常気象の中で、全ての収入減に対応できるという収入保険につきましては、積極的に加入していただけますよう、またお話していただきたいと思います。それではよろしく願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より経過報告をお願いします・</p> <p style="text-align: center;"><b>【事務局より資料に基づき経過報告】</b></p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>6番 増山委員 18番 廣瀬委員 19番 清水職務代理です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 それでは、議席番号11番 沼田委員さん、12番 佐藤委員さんをお願いいたします。</p>



<p>議 長</p>	<p>これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今月の農地法第3条の許可申請は6件です。 議案第1号について、受付番号43番から48番は所有権の移転に関する件になります。 【 所有権移転 受付番号43番～48番 議案書をもとに朗読と説明 】 ご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。 43番の補足説明をお願いします。</p>
<p>16番</p>	<p>譲受人の〇〇さんは、今年の春にソルガムの講習会が長野であるのでお誘いして一緒に行くことになりまして、それからソルガムを一反くらの畑に植えて、今年初めて出荷したということです。300グラムくらい採れたそうで、とてもやる気があって、由緒正しい大きなお宅で、このまま潰すのはもったいないから一生懸命やろうと、田畑色々と計画を立ててやっております。</p>
<p>議 長</p>	<p>44番の補足説明</p>
<p>20番</p>	<p>このお宅は5条申請も出ておりますように、農地を購入して住宅を建てる予定でございます。その隣接しているところの畑で、現在草刈りはしているが、今までずっと耕作されてなかったような状態のところでございます。自家菜園をするということであれば、今よりは農地として利用できるということですので、問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>45番46番補足説明をお願いします。</p>
<p>5番</p>	<p>譲受人の〇〇さんに話を聞きました。現在この3筆については、ケールを栽培されている方に貸付されているということで、自分は先ほど話がありましたように、柳原の畑でもう何年も作っているのをそこを耕作していくということです。返ってくればきっとこちらの方で栽培をされるのかなということです。 それから46番ですけれど、先ほど話があったように本家分家の関係だということです。現在栗が植わっている所が2ヵ所、そちらの方は引き続き栗でやっていきたいということで、一部若干荒れている所がありましたが、そこは自家野菜を作っていくということで問題はないと思います。</p>



議 長	47番の補足説明をお願いします。
8番	先程の事務局の説明にもありましたように、8月の農業委員会総会で許可申請が出てきた圃場が4筆ありました。それは承認していただきまして4959番地は利用権設定がされていて、同じ隣接する畑ですが、これが解除されたので、今回申請したいということでもありますのでお願いします。
議 長	48番の補足説明をお願いします。
9番	譲渡人の△△さんと譲受人の〇〇さんは、昔の仕事の付き合いの間柄ということですが、この畑は家庭菜園として使っていたのですが、△△さんの家のすぐ近くにも畑が十分あるので売ることにしたということでした。
議 長	いずれも問題ないというような報告でございます。推進委員の皆さん、何かご意見ありませんか。それではご意見ご質問ございましたらお願いします。 では採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手願います。  (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。
議 長	次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の許可申請は2件。 【受付番号 10番～11番 議案書をもとに朗読と説明】
議 長	ありがとうございました。 10番の補足説明。
20番	10番は先ほど少し触れましたが、第3種農地ということですが、この土地は、元はりんごを作っていた畑だったんですが、草刈りのみしているという形で、売地の看板も前からずっと出ていたそんな土地であります。両サイドにも住宅を建てるような状況です。第3種農地でございますので、よろしいのではないかと思います。
議 長	(11番は追認案件) ご意見ご質問ございましたらお願いします。
11番	農地パトロールをしているところという事案というか、建っています。とい



	<p>うのがありますよね。そういった場合、やっぱり大きさとか、使用目的、農機具庫だとか、それによって判断に迷うとかあると思うのですが、明らかに大きくて、この建物建てたってというようなのは、別途農地パトロールの時にチェック入れといて、事務局にご報告した方がよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。建築年数の古い建物であれば、もう何十年も経っているようなものもあれば、あったとしても現状回復ではない。これも追認という形なんではないでしょうか？にはならないですけど。今回のケースみたいに数年以内に建ったみたいなものについては、やはり本来であれば許可を得て。建てるものが自分の土地に200㎡以下の農業用施設であれば、届け出で済む話ですけど、それでも届け出は必要です。そういったものがあればケースバイケースになってしまいますけれども、新しいものが何かあれば気にかけていただければいいかなと思います。</p>
<p>11番</p>	<p>やはり追認というのはちょっとお願いしにくい内容でありますので、農地パトロールの時にしっかり見ていただければありがたいなと思います。よろしくお願ひします。自分で判断がつかないときは、それこそ事務局に見に行ってくださいと言うことでよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでご相談いただければいいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>なかなかね、もう出来ちゃったのを壊せというのは、現実問題として非常にやりづらいです。過去にもそんなケースがない。それでやはり追認案件が多いということで国の方も問題にはなっているようです。親父がやった仕事で息子が罰せられる、そういうのもおかしなものだということもありますし。ですから、いずれにしても今お願いしてあるように、月10回農地パトロールで見回りをしてもらおうということです。早めに、やり始めたらすぐその段階で、工事をストップさせて、正式な手続きを指示することはできますね。また周囲をよく見回して、報告していただくようお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは採決に入ります。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p></p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明お</p>



<p>事務局</p>	<p>願います。</p> <p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 488番～518番 貸借 (経営基盤法) 受付番号 519番～520番 議案書をもとに朗読と説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>推進委員の皆さんご意見ありますか。 ないようですので採決いたします。議案第2号「農地利用集積計画の決定について」原案通り決定することに賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」 は、報告事項ですのでお読みいただき、何かご質問があればお願いします。</p>
<p>10番</p>	<p>農地法第3条の規定による許可の取り消しについての〇〇さんの筆ですが、8月に4筆申請が出ていて耕作不能でこの方と売買されたと思いますが、今回こういう形でまたそれを取り消したいということは、取り消した所の耕作はどうなるのか、その辺を確認したいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず契約の解除は、売主買主、仲介業者を含んで、それぞれの契約内容に食い違いがあって買えなくなったと聞いています。その後〇〇さんの方に2筆戻りますが、ご本人は多分耕作できないと思います。ここも実際には当初貸借されていた筆でしたので、貸借になるかどうか、ご本人さんとそこまで話はしていません。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>11番</p>	<p>これは不動産入ってるんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>不動産屋さんが入っていますが、契約内容が売の方と買う方で聞いていた</p>





	<p>こととはちょっと違っていたようで、買えないという話になったようです。金額を勘違いしていたそうです。</p>
10番	<p>そういうことではなくて、耕作ができないということで売買した所が、このように契約解除してできないところがどんどん放置されてはいけなからどうなるのか、ということで質問したんです。</p>
事務局	<p>この2筆については、〇〇さんとしては元々住んでいた住宅と一緒に売ったかっらしいです。それをそのまま話の行き違いで、家が入って金額も本当はもっと高かったということが聞き違いがあったらしくて、家とセットになっているこの2筆だけは考えた金額と違うからちょっと買えないという話で、契約解除という形になってしまったけれど、だから売主の考えとすれば、あくまで空き家とセットで売りたいという話ですので、実際にこれからの耕作についてはどうなのか、ということまでは話はしていません。もう一回仕切り直しで不動産を介して、空き家とセットで買ってくれる人を探すというのが〇〇さんの方のスタンスなのかなと思います。</p>
11番	<p>農地を管理する方は、今現在誰もいらっしゃらないということですよ。</p>
10番	<p>わかりました。</p>
議長	<p>要は本人の言い分とすれば、売るつものの値段が安すぎたってことですか？</p>
事務局	<p>本人とすればもっと高く売るつもりだったらしいです。買う側はもっと安い金額だと思っていたということです。家も売れ残っています。譲受人の△△さんは家付きだと思っていなかったようです。</p>
議長	<p>家はいらないんですね。いずれにしてもあまり荒地にならないように、また事務局と話してみてください。</p>
議長	<p>他にはございませんか。 これは、一旦許可が出たのが、わかりましたって簡単に取消できるのですか？</p>
事務局	<p>平成27年に同様に本人からの申し出で、3条の取消という報告のケースがあったので、それに倣ってあげさせてもらいました。</p>
議長	<p>やはり双方でこれで間違いありませんって確認して受付なければいけないということでしょうか。普通は司法書士か何か入っているパターンが多いですよ。</p>



事務局	そうですね。普通は多いですけど、直接△△さんが3条の申請に来て、金額もその時買う側だったのでその金額しか聞いていません。
議長	最終的には業者が入っていないってことですね。
事務局	不動産屋さんが入っていました。不動産屋さんから△△さんが聞いた金額と、売主と仲介業者さんの金額がかなり違って、契約の時にわかったようです。
議長	受付の時にまた相手の内容を見て、ちょっと慎重に検討してもらってことですね。それしかないですね。  よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 \_\_\_\_\_ 松永 晋一

1 1 番 \_\_\_\_\_ 沼田 浩子

1 2 番 \_\_\_\_\_ 佐藤 弘子